

■ 通所リハビリテーション料金表 ■ (令和2年7月1日より)

◆通所リハビリテーション費 (介護保険適用分：1割)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料 (6時間～7時間)	714円	854円	990円	1,152円	1,312円
利用料 (3時間～4時間)	475円	558円	639円	743円	845円

◆各種加算料金 (介護保険適用分：1割)

名 称	金 額	備 考
サービス提供体制強化加算 (I)イ	19円/日	介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に算定。
入浴介助加算	54円/日	利用時に入浴サービスを受ける際に算定。
リハビリテーションマネジメント加算 (I)	352円/月	リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。
リハビリテーションマネジメント加算 (II)	(1)906円/月	リハビリ会議を開催し、リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。(1)開始月から6月以内、(2)開始月から6月超
	(2)565円/月	
リハビリテーションマネジメント加算 (III)	(1)1,194円/月	リハビリ会議を開催し、リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。(1)開始月から6月以内、(2)開始月から6月超
	(2)853円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	118円/日	退院(所)日または認定日から起算して3カ月以内の算定。
リハビリテーション提供体制加算	26円/回	リハビリ専門職の配置が、人員に関する手厚い体制を構築し、サービスを提供している場合に算定。
事業者が送迎を行わない場合 (片道につき)	-51円	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合、減算。
介護職員処遇改善加算 (I)	月額の4.7%	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	月額2%	介護福祉士の資格を有し、10年以上の経験・技能のある介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行う為の加算。

◆その他の料金

食費 (1食)	684円	当施設提供の食事をお召し上がりになった時
おやつ代 (1品)	100円	おやつをお召し上がりになった時
日常生活費 (1日)	100円	お飲み物をお召し上がりになった時(コーヒー、レモンティー等)
教養娯楽費 I (1日)	100円	カギ-ツヨ等による材料費(クレヨン、絵の具、折り紙、のり等)
教養娯楽費 II (1日)	200円	書道、ペーパークラフト、編み物等のクラブ活動利用した場合
その他	実費	行事や特別なレクリエーションを行う場合に徴収します。
尿とりパット (1枚)	50円	利用時に尿とりパットをご利用になった場合のみ
紙パンツ (1枚)	180円	利用時に紙パンツをご利用になった場合のみ
食費/おやつキャンセル料	684円/100円	利用前日 17時30分までにお休みの連絡をいただければ無料。

◆1か月の利用料の目安 A:10:00～16:15 B:10:00～13:15

料金例	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A:4回利用 (週1回)	9,184円	9,781円	10,361円	11,053円	11,736円
A:8回利用 (週2回)	17,093円	18,288円	19,449円	20,832円	22,198円
B:4回利用 (週1回)	7,763円	8,118円	8,463円	8,907円	9,343円
B:8回利用 (週2回)	14,253円	14,961円	15,653円	16,541円	17,411円

■ 介護予防通所リハビリテーション料金表 ■

(令和2年7月1日より)

◆ 介護予防通所リハビリテーション費 (介護保険適用分：1割)

名 称	要支援1	要支援2
月額利用料	(月額) 1,835 円 <u>*おおよそ月4回利用</u>	(月額) 3,874 円 <u>*おおよそ月8回利用</u>

◆ 各種加算料金 (介護保険適用分：1割)

名 称	要支援1	要支援2	備考
サービス提供体制強化加算 (I)	(月額) 77 円	(月額) 154 円	介護職員のうち介護福祉士が 50%以上配置されている場合に算定。
運動器機能向上加算	(月額) 240 円		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか 1 名が配置され、その他の職種のものと同じ計画を策定し、定期的に評価や記録を行う場合に算定。
リハビリテーションマネジメント加算	(月額) 352 円		事業所の医師が、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士に対して、実施中の留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける負荷のうちいずれかの指示を行う場合に算定。
介護職員処遇改善加算 (I)	月額の 4.7%		介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	月額の 2%		介護福祉士の資格を有し、10 年以上の経験・技能のある介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行う為の加算。

◆ その他の料金

名 称	金 額	備 考
食費 (1 食)	684 円	当施設提供の食事をお召し上がりになった時
おやつ代 (1 品)	100 円	おやつをお召し上がりになった時
日常生活費 (1 日)	100 円	お飲み物をお召し上がりになった時 (コーヒー、レモンティー等)
教養娯楽費 I (1 日)	100 円	レクリエーション材料費 (クレヨン、絵の具、折り紙、のり等)
教養娯楽費 II (1 日)	200 円	書道、ペーパークラフト、編み物等のクラブ活動利用した場合
その他	実費	行事や特別なレクリエーションを行う場合に徴収します。
尿とりパット (1 枚)	50 円	利用時に尿とりパットをご利用になった場合のみ
紙パンツ (1 枚)	180 円	利用時に紙パンツをご利用になった場合のみ
食費/おやつキャンセル料	684 円 /100 円	利用前日 17 時 30 分までにお休みの連絡をいただければ無料。

◆ 1 ヶ月あたりの目安額

	要支援1	要支援2
料金例 (月額)	(月額) 6,608 円	(月額) 12,802 円

■ 通所リハビリテーション料金表 ■ (令和2年7月1日より)

◆通所リハビリテーション費 (介護保険適用分：2割)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料 (6時間～7時間)	1,428円	1,708円	1,981円	2,305円	2,624円
利用料 (3時間～4時間)	951円	1,115円	1,277円	1,486円	1,691円

◆各種加算料金 (介護保険適用分：2割)

名 称	金 額	備 考
サービス提供体制強化加算 (I)イ	38円/日	介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に算定。
入浴介助加算	107円/日	利用時に入浴サービスを受ける際に算定。
リハビリテーションマネジメント加算 (I)	704円/月	リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。
リハビリテーションマネジメント加算 (II)	(1)1,812円/月	リハビリ会議を開催し、リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。(1)開始月から6月以内、(2)開始月から6月超
	(2)1,130円/月	
リハビリテーションマネジメント加算 (III)	(1)2,388円/月	リハビリ会議を開催し、リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。(1)開始月から6月以内、(2)開始月から6月超
	(2)1,706円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	235円/日	退院(所)日または認定日から起算して3カ月以内の算定。
リハビリテーション提供体制加算	51円/日	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する手厚い体制を構築し、サービスを提供している場合に算定します。
事業者が送迎を行わない場合 (片道につき)	-101円	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合、減算。
介護職員処遇改善加算 (I)	月額4.7%	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	月額2%	介護福祉士の資格を有し、10年以上の経験・技能のある介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行うための加算。

◆その他の料金

食費 (1食)	684円	当施設提供の食事をお召し上がりになった時
おやつ代 (1品)	100円	おやつをお召し上がりになった時
日常生活費 (1日)	100円	お飲み物をお召し上がりになった時(コーヒー、レモンティー等)
教養娯楽費 I (1日)	100円	ワグネル等による材料費(クレヨン、絵の具、折り紙、のり等)
教養娯楽費 II (1日)	200円	書道、ペーパークラフト、編み物等のクラブ活動利用した場合
その他	実費	行事や特別なレクリエーションを行う場合に徴収します。
尿とりパット (1枚)	50円	利用時に尿とりパットをご利用になった場合のみ
紙パンツ (1枚)	180円	利用時に紙パンツをご利用になった場合のみ
食費/おやつキャンセル料	684円/100円	利用前日 17時30分までにお休みの連絡をいただければ無料。

◆利用料の目安 A:10:00～16:15 B:10:00～13:15

料金例	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A:4回利用(週1回)	14,418円	15,613円	16,778円	18,161円	19,523円
A:8回利用(週2回)	26,288円	28,679円	31,009円	33,774円	36,497円
B:4回利用(週1回)	11,982円	12,682円	13,374円	14,266円	15,141円
B:8回利用(週2回)	21,417円	22,817円	24,199円	25,984円	27,733円

■ 介護予防通所リハビリテーション料金表 ■

(令和2年7月1日より)

◆ 介護予防通所リハビリテーション費 (介護保険適用分：2割)

名 称	要支援1	要支援2
月額利用料	(月額) 3,669 円 <u>*おおよそ月4回利用</u>	(月額) 7,748 円 <u>*おおよそ月8回利用</u>

◆ 各種加算料金 (介護保険適用分：2割)

名 称	要支援1	要支援2	備 考
サービス提供体制強化加算 (I)	(月額) 154 円	(月額) 307 円	介護職員のうち介護福祉士が 50%以上配置されている場合に算定。
運動器機能向上加算	(月額) 480 円		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか 1 名が配置され、その他の職種のものと同じ計画を策定し、定期的に評価や記録を行う場合に算定。
リハビリテーションマネジメント加算	(月額) 704 円		事業所の医師が、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士に対して、実施中の留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける負荷のうちいずれかの指示を行う場合に算定。
介護職員処遇改善加算 (I)	月額 4.7%		介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	月額 2%		介護福祉士の資格を有し、10 年以上の経験・技能のある介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行う為の加算。

◆ その他の料金

名 称	金 額	備 考
食費 (1 食)	684 円	当施設提供の食事をお召し上がりになった時
おやつ代 (1 品)	100 円	おやつをお召し上がりになった時
日常生活費 (1 日)	100 円	お飲み物をお召し上がりになった時 (コーヒー、レモンティー等)
教養娯楽費 I (1 日)	100 円	レクリエーション材料費 (クレヨン、絵の具、折り紙、のり等)
教養娯楽費 II (1 日)	200 円	書道、ペーパークラフト、編み物等のクラブ活動利用した場合
その他	実費	行事や特別なレクリエーションを行う場合に徴収します。
尿とりパット (1 枚)	50 円	利用時に尿とりパットをご利用になった場合のみ
紙パンツ (1 枚)	180 円	利用時に紙パンツをご利用になった場合のみ
食費/おやつキャンセル料	684 円 /100 円	利用前日 17 時 30 分までにお休みの連絡をいただければ無料。

◆ 1 ヶ月あたりの目安額

	要支援1	要支援2
料金例 (月額)	(月額) 9,278 円	(月額) 17,730 円

■ 通所リハビリテーション料金表 ■ (令和2年7月1日より)

◆通所リハビリテーション費（介護保険適用分：3割）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料（6時間～7時間）	2,143円	2,562円	2,971円	3,457円	3,937円
利用料（3時間～4時間）	1,426円	1,673円	1,916円	2,229円	2,536円

◆各種加算料金（介護保険適用分：3割）

名 称	金 額	備 考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	58円/日	介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に算定。
入浴介助加算	160円/日	利用時に入浴サービスを受ける際に算定。
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	1,055円/月	リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	(1)2,718円/月	リハビリ会議を開催し、リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。（1）開始月から6月以内、（2）開始月から6月超
	(2)1,694円/月	
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	(1)3,582円/月	リハビリ会議を開催し、リハビリ計画を定期的に評価や見直しを行い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が介護支援専門員や他の居宅サービス事業所に情報を伝達し、且つ利用者の居宅を訪問し、検査を行った場合に算定。（1）開始月から6月以内、（2）開始月から6月超
	(2)2,558円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	352円/日	退院(所)日または認定日から起算して3カ月以内の算定。
リハビリテーション提供体制加算	77円/日	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する手厚い体制を構築し、サービスを提供している場合に算定します。
事業者が送迎を行わない場合（片道につき）	-150円	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合、減算。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月額の4.7%	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	月額2%	介護福祉士の資格を有し、10年以上の経験・技能のある介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行う為の加算。

◆その他の料金

食費（1食）	684円	当施設提供の食事をお召し上がりになった時
おやつ代（1品）	100円	おやつをお召し上がりになった時
日常生活費（1日）	100円	お飲み物をお召し上がりになった時（コーヒー、レモンティー等）
教養娯楽費Ⅰ（1日）	100円	カレ-ジ等による材料費（クレヨン、絵の具、折り紙、のり等）
教養娯楽費Ⅱ（1日）	200円	書道、ペーパークラフト、編み物等のクラブ活動利用した場合
その他	実費	行事や特別なレクリエーションを行う場合に徴収します。
尿とりパット（1枚）	50円	利用時に尿とりパットをご利用になった場合のみ
紙パンツ（1枚）	180円	利用時に紙パンツをご利用になった場合のみ
食費/おやつキャンセル料	684円/100円	利用前日17時30分までにお休みの連絡をいただければ無料。

◆利用料の目安 A:10:00～16:15 B:10:00～13:15

料金例	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A:4回利用（週1回）	19,666円	21,454円	23,200円	25,274円	27,323円
A:8回利用（週2回）	35,509円	39,086円	42,577円	46,726円	50,823円
B:4回利用（週1回）	16,206円	17,260円	18,297円	19,633円	20,943円
B:8回利用（週2回）	28,589円	30,698円	32,772円	35,444円	38,064円

■ 介護予防通所リハビリテーション料金表 ■

(令和2年7月1日より)

◆ 介護予防通所リハビリテーション費（介護保険適用分：3割）

名 称	要支援1	要支援2
月額利用料	(月額) 5,504 円 *おおよそ月4回利用	(月額) 11,622 円 *おおよそ月8回利用

◆ 各種加算料金（介護保険適用分：3割）

名 称	要支援1	要支援2	備 考
サービス提供体制強化加算 (I)イ	(月額) 230 円	(月額) 461 円	介護職員のうち介護福祉士が 50%以上配置されている場合に算定。
運動器機能向上加算	(月額) 720 円		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか 1 名が配置され、その他の職種のものと同じ計画を策定し、定期的に評価や記録を行う場合に算定。
リハビリテーションマネジメント加算	(月額) 1,055 円		事業所の医師が、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士に対して、実施中の留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける負荷のうちいずれかの指示を行う場合に算定。
介護職員処遇改善加算 (I)	月額の 4.7%		介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	月額の 2%		介護福祉士の資格を有し、10 年以上の経験・技能のある介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行う為の加算。

◆ その他の料金

名 称	金 額	備 考
食費 (1 食)	684 円	当施設提供の食事をお召し上がりになった時
おやつ代 (1 品)	100 円	おやつをお召し上がりになった時
日常生活費 (1 日)	100 円	お飲み物をお召し上がりになった時 (コーヒー、レモンティー等)
教養娯楽費 I (1 日)	100 円	レクリエーション材料費 (クレヨン、絵の具、折り紙、のり等)
教養娯楽費 II (1 日)	200 円	書道、ペーパークラフト、編み物等のクラブ活動利用した場合
その他	実費	行事や特別なレクリエーションを行う場合に徴収します。
尿とりパット (1 枚)	50 円	利用時に尿とりパットをご利用になった場合のみ
紙パンツ (1 枚)	180 円	利用時に紙パンツをご利用になった場合のみ
食費/おやつキャンセル料	684 円 /100 円	利用前日 17 時 30 分までにお休みの連絡をいただければ無料。

◆ 1 ヶ月あたりの目安額

	要支援1	要支援2
料金例 (月額)	(月額) 11,948 円	(月額) 22,658 円